



特殊車両の適正な運行をお願いします

- 一定の大きさや重さを超える車両（特殊車両）が道路を通行する場合は、道路法に基づき**道路管理者の許可**が必要となります。
- 山口河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、山口県警と協力して、今年度7回目の指導取締を実施しました。

【取締結果】

(今年度11/18現在)

取締台数：66台

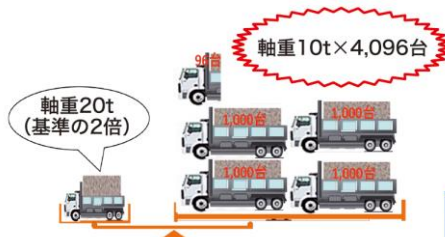
違反台数：28台

内訳	無許可	26台
	条件違反	1台
	許可証不携帯	1台

対象車両の約4割が違反

超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を蓄積させることになります。



道路の保全及び交通の危険を防止する観点から、取締りで通行許可証の有無、内容確認及び車両計測を行い、**違反があれば警告等の指導**を行っています。

発行元
問合せ

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
道路管理第二課 防府維持班

〒747-8585
山口県防府市国衙1丁目10番20号
TEL (0835) 22 - 3093

※特殊車両に関する問合せ
道路管理第一課
TEL (0835) 22 - 1785

道路の異状を発見したら...
緊急通報 #9910 24時間受付